

第 号	
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第24条第1項 の規定による身分証明書	
写 真	官職及び氏名
	生年月日
	年 月 日 発行 文 部 科 学 大 臣 印

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律抜すい
(報告及び検査)

第24条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録施設利用促進機関に対し、その利用促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録施設利用促進機関の事務所に立ち入り、利用促進業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とすること。